

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成29年 1 月24日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

和解について

公務中における公用車の事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成28年11月 9 日 午後 0 時40分頃

2 事故発生場所

つくば市吾妻 2 丁目 8 番地 中央図書館業務用駐車場内

3 相手方

(1) 住所 つくば市高野1219番地 4

(2) 氏名 皆葉自動車

4 事故の概要

中央図書館業務用駐車場に公用車を駐車しようとしたところ，同駐車場内に駐車状態であった相手方車両と接触。相手方車両のフロントバンパー右側が損傷。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金38,729円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。